

特個第590号
平成27年9月28日

各都道府県・指定都市 番号制度担当部局長 殿

特定個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
(依頼)

平素から特定個人情報の保護関連の取組にご協力いただき、ありがとうございます。

特定個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を平成26年12月11日に策定し、ガイドラインの「第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていましたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、別添のとおり、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）」を定めました。

貴団体におかれては、上記趣旨をご理解いただき、管内の事業者や経済団体等（地方公共団体の第三セクター等（地方公社、一般社団法人及び一般財団法人等。）を含む。以下同じ。）に対し、周知いただくようお願いします。その際には、貴団体の商工・経済担当部局と認識を共有いただき、管内の経済団体等と十分に連携いただきますようお願いします。

都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。また、市町村にご連絡いただく際は、市町村において当該市町村管内の事業者や経済団体等に周知されますよう、ご配慮方、お願いします。